

(別添1) 事前調査票の提出方法について

1 提出前の確認事項

○「本事業のホームページ」(アドレスは下記参照)の「2. 補助内容等」や「3. 要綱等」にある国実施要綱等において本事業の対象要件等を十分に御確認の上、
手続願います。

○第1回目の事前調査及び交付申請について

令和3年4月1日以降に事業所・施設等で利用者又は職員に感染者が発生又は濃厚接触者に対応したなど、その事案が判明した日(保健所から陽性又は濃厚接触者にあたる連絡があった日等)から収束日までに要した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が対象。

※第1回目の事前調査及び交付申請の対象は事前調査票の提出日までに収束しているものに限る。

2 事前調査票(別添2)の作成

○標記調査票のうち、総括表及び申請額一覧、個表に必要な事項を記入してください。
※作成方法の詳細については、本様式の使用方法が最初のシートに記載されておりますので、記入前に確認願います。

※複数の対象となる介護サービス事業所等を申請する予定の場合は事業所ごとに個票を作成してください。

3 事前調査票の提出

本県における本事業のホームページ(アドレスは下記参照)の「5. 事前調査について」に記載の「ふくおか電子申請サービス」又は下記アドレスから、電子データ申請フォームへ移動し、必要事項の入力、事前調査票の添付を行った上、送信(提出)してください。

「本事業のホームページ」

福岡県ホームページ(トップページ) >健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉
>介護保険 >「一般情報」>令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/service-taisei.html>

「電子データ申請フォーム」

<https://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/uketsuke/dform.do?id=1626068872712>

4 提出期限

令和3年9月3日(金)厳守

※第1回目の交付申請書は、事前調査票を提出した事業者に送付いたします。

※申請の受付は3回程度を予定。

※第2回目以降の受付スケジュール等については、本ページにて随時お知らせしますので、ご注意ください。

5 交付申請について

○補助金交付申請の受付については事前調査票を提出した介護サービス事業所等へ個別に様式等を送付します。

○交付申請時に、事業に要する経費の根拠資料の提出が必要ですので、資料を適正に管理してください。

根拠資料がない(または補助対象とは認められない)、金額を確認することができないなどの場合は、申請を受付けることができない場合があります。

○概算での支払いのため、補助金額の確定により支払い額が確定額より超過している時は、超過した額を返還していただくことになります。

※補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、交付要綱様式第9号により速やかに知事に報告してください。

6 本事業に係る問い合わせについて

担当者が不在である場合が多いので、質問がある場合は、原則本事業のホームページに添付している質問票に記載のうえ、FAX 又はメールにてお問い合わせください。